

建築主の皆様へ

モノづくり推進地域で住宅を建てるときのルールについて

(平成25年10月1日から適用)

住工共生のまちづくり条例に基づき、モノづくり推進地域内で住宅建築を行う場合には、所定の手続等が必要となります。該当する計画をお持ちの建築主の皆様は、事前に経済部モノづくり支援室との協議を含め、次の取組を行っていただきます。

対象者

モノづくり推進地域内において住宅の建築に係る計画を策定した建築主

必要な手続等

1 書類の提出

モノづくり推進地域内において住宅の建築に係る計画を策定したときに、モノづくり推進地域内住宅建築協議書(様式第1)を提出。
(建築する住宅について、騒音その他の生活環境に及ぶ影響を自ら低減するために必要な措置を講じる場合は協議書に明記のこと)

2 市との協議

「建築計画を説明することが必要な近隣のモノづくり企業等の有無」並びに「説明先、説明方法」についての説明を受ける。

3 敷地への標識設置

当該住宅の敷地内の見やすい場所に、右記の事項を表示した標識を設置する。

(表示事項)

- ・所在地
- ・建築主又は請負人の氏名(名称)・連絡先
- ・当該住宅の種別及び階数
- ・工事予定期間

4 近隣への説明

近隣のモノづくり企業について、原則書面による面談での説明(やむを得ない場合には口頭による説明もしくは書面による郵送等の方法)を行う。

5 重点地区内での説明

条例により認定された住工共生まちづくり協議会活動が行われている重点地区に該当する場合は、その役員等に対して、書面による面談での説明を行う。

6 近隣等説明の報告

モノづくり推進地域内で行なった近隣のモノづくり企業や住工共生まちづくり協議会への説明結果報告書をモノづくり支援室に提出。

【問い合わせ先】東大阪市経済部モノづくり支援室(東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市役所12階)
TEL:06-4309-3177 FAX:06-4309-3846 E-mail:monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp